## 条例

公布する。 埼玉県本 人確認情報の利用及び 提供に関する条例 の 一 部を改正する条例をここに

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 埼玉県条例第二十号

号) 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例  $\mathcal{O}$ 一部を次 埼玉県本人確認情報の  $\mathcal{O}$ ように改正する 利用及 び提供に 関する条例 (平成二十二年埼玉県条例第六  $\mathcal{O}$ 部を改正する条例

別表第二中第四号を削 り 第五号を第四号とし、 第六号かる ら第十五号までを一

ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年三月三十日から施行する。

(埼玉県病院事業の設置等に 関する条例 を廃止する等 の条例 *𝔻*) → 部 改正)

2 例第五十一号) 埼玉県病院事業の設置等に の一部を次の ょ 関する条例を廃止する等の うに改正する。 条 例 (令和二年埼玉県条

十二号から第十五号まで」 附則 第七項中 「第十号」 を「第十一号から第十四号まで」に改める。 を 「第九号」 に、 第十 一号」を 「第十号」 に、